

平成20年度人権施策事業内容

長野県人権政策審議会

1 長野県人権政策審議会条例について

(1) 制定の理由

多様化、複雑化する人権課題に対応した人権政策の推進

従来からの課題に加え、インターネットによる中傷、犯罪被害者など人権課題として捉えるべき事象が拡大しており、人権政策の基本的なあり方について識見を有する者を交えて審議会で検討する必要がある。

県部落解放審議会の答申尊重、県議会等の意見重視

平成 14 年 1 月、県部落解放審議会から、今後の審議会のあり方として名称、目的等の変更を含め、改組のうえ人権・同和問題の解決に向け第三者機関として活用すべきとの答申が出された。

平成 17 年 2 月議会で県部落解放審議会条例の廃止を提案したが、「同審議会条例を廃止するには、新たな人権施策を検討する条例案が提案されるべきである等」の理由から否決された。

また、平成 18 年 12 月に県議会人権施策推進議員連盟から申し入れにおいても、今後の様々な人権問題に関する施策の方向性を明確にするため、審議会設置の要望がありました。

(2) 条例の概要

人権政策に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

委員は 10 人以内とし、識見を有する者とする。

任期は、2 年とする。

(3) 県部落解放審議会の廃止

本条例では、女性、子ども、障害者、同和問題などあらゆる人権課題を対象に審議調査する審議会であるので、本条例の制定と同時に県部落解放審議会条例は廃止した。

(4) 公布施行日

平成 19 年 7 月 17 日

2 人権政策審議会の開催状況

第 1 回審議会（平成 19 年 12 月 7 日）

別紙の委員 10 名に委嘱状を交付し、長野県人権政策推進に係る基本方針について諮問

第 2 回審議会（平成 20 年 1 月 31 日）

人権問題に関する意見交換、人権に関わる団体からの意見募集について審議

第 3 回審議会（平成 20 年 3 月 18 日）

人権に関する県民意識調査について審議

3 今後の予定

人権政策審議会

平成 20 年度は 6 回開催予定

人権政策推進に係る基本方針の策定

平成 21 年 8 月を予定

みんなですすめる人権尊重プログラム支援事業について

人権・男女共同参画課

1 趣旨

県民の人権尊重意識を高揚させ、多様化が尊重される共生社会の実現を図ることを目指し、県民の意欲あふれる主体的な取組を支援することにより、県民レベルからの取組を積極的に推進するため、広く県民から事業プログラムを募集し、その実施に要する経費に対し、補助金を交付して支援する。

2 事業概要

事業プログラムを募集し、優秀なプログラムに対して、その実践に要する経費を補助

補助率 3分の2以内（補助上限額 50万円）

支援対象事業は、人権問題に造詣の深い有識者による審査会を実施し選考
支援対象プログラム

- ・ 人権尊重の意識を広め、県民誰もが参加できるもの。
- ・ 参加者が積極的に学ぶことができる体験的参加型学習を実施するもの又は人権課題に係る当事者との積極的かつ創意工夫のある交流を実施するもの。

3 実施状況（平成 19 年度）

- ・ 募集期間：4月3日～5月10日、応募 15 件
- ・ 審査会において、11 件を補助対象事業として選定
- ・ 対象事業内訳：知的障害者 3、身体障害者 3、
子ども・外国籍県民・同和問題 各 1
- ・ 補助対象事業については、県ホームページで取組等を紹介し、県民の参加を促すとともに、取組結果の普及、浸透を図っている。

研修・講演会事業

人権・男女共同参画課

県民の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、研修・講演会等を開催する。

【取組内容】

区 分	内 容	備 考
人権フェスティバル	<p>県民が幅広く人権問題を身近な問題として考える契機とし、関心を高めていくことを目的に開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時：20.11.28 ・場所：松本市音楽文化ホール 	<p>19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時：19.12.5 ・場所：長野県県民文化会館中ホール ・テーマ「こどもと人権」 ・内容：人権トーク、パネル展など ・参加者：600人
企業人権教育推進大会	<p>人権が尊重され、一人ひとりの個性や能力が十分に発揮できる明るい職場づくりに向けて、企業における人権教育の推進を図ることを目的に開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時：20.7.25 ・場所：長野県県民文化会館中ホール 	<p>19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時：19.7.26 ・場所：松本市音楽文化ホール ・テーマ「男女共同参画」 ・内容：企業実践発表、講演 ・参加者：330人
地域別講演会	<p>市町村等と連携し、地域住民、行政職員、企業関係者など幅広い県民を対象に開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方事務所単位に開催 	<p>19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者 1,279人 / 10会場
地域人権啓発活性化事業	<p>住民に親しみやすくかつ参加しやすい要素を取り入れ、地域に密着した多様な人権啓発活動を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県下 10 広域 18 市町村に委託 ・人権講演会、成人式など各種イベントにおける人権啓発活動など 	<p>19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県下 7 広域 10 市町村に委託

広 報 啓 発 活 動 事 業

人権・男女共同参画課

県民の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、様々な媒体を活用した広報や啓発資料の作成等を行う。

- ・「“ ちがい ” を愛する強調月間」(7月)、「“ ちがい ” を愛する県民運動強調旬間」(12月1～10日)を中心に集中的に広報
- ・ポスター、チラシ、啓発グッズなどの媒体のデザインを統一し、統一コンセプトにより啓発
- ・みんなですすめる人権尊重プログラム支援事業、ハンセン病問題懇談会など、現在取り組んでいる事業を積極的に情報発信

【取組内容】

区 分	内 容	備 考
ポスター	学校、県・市町村機関、スーパー、コンビニ、金融機関、列車・バス車内等で掲出	19年度 4,000枚 / 7月 4,140枚 / 12月
インターネットブ ライムディスプレイ 広告	Yahoo!Japan のホームページを活用し、不特定多数のインターネット利用者に対し啓発	19年度 50万回表示 / 7月 100万回表示 / 12月
リーフレット	ポスター等との統一デザインを活用しながら、人権相談窓口を紹介	19年度 15,000枚作成
ラッピングバス	路線バスの車体を媒体にした広告 ・統一デザインバス 期間：7～3月 1台（長野市北部運行） ・小学生デザインバス 期間：12～3月 2台（長野市南部、松本市で運行）	・20年度新規実施 ・強調月間、強調旬間に併せ、それぞれ出発式を行い、報道等によるPR効果を高める
テレビCM 新聞広告	12月の強調旬間に併せ、テレビCM、新聞広告を実施	・20年度新規実施
その他	・必要に応じ、県広報「広報ながのけん」、ラジオスポット等を活用して啓発 ・法務局、人権擁護委員連合会等と連携し街頭啓発を実施 ・ハンセン病週間、犯罪被害者週間等における人権啓発センター、県庁ロビー等におけるパネル展示	

人権・共生のまちづくり事業補助事業

1 目的

地域における人権課題に密接に関連し、地域住民ニーズに密接に対応した市町村の取組みを支援し、県内における人権・共生のまちづくりを推進するための経費に対し補助する事業を展開する。

2 負担内容 国庫（補助）事業（国1/2、県1/4、市町村1/4）

人権・共生のまちづくり施設運営事業（国2/6、県1/6、市町村3/6）

3 根拠法令等

地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱、人権・共生のまちづくり事業補助金交付要綱

4 事業主体 市町村

5 事業内容

事業名	区分	事業内容等
人権・共生のまちづくり施設運営事業 ・社会調査及び研究事業 ・相談事業 ・啓発・広報活動事業 ・地域交流事業 ・周辺地域巡回事業 ・地域福祉事業 (人件費、物件費等)	基本事業 補助率 1 / 2	地域住民の生活実態調査、生活相談、人権相談の実施、各種クラブ活動による交流、講演会の実施等地域における様々な生活上の課題の解決及び住民の交流を図る事業
人権・共生のまちづくり施設サービス事業 (事業費)	特別事業 補助率 3 / 4	高齢者及び障害者を対象に日常生活訓練、社会適応訓練、創作・軽作業、介護技術指導、更生相談及びその他給食サービス等の事業のうちから3つ以上を選択して実施する事業
地域交流促進事業 (事業費)	特別事業 補助率 3 / 4	休日開館事業 休日開館して、クラブ活動や教養文化活動などを行う。 交流促進講座開催事業 地域の実情に即した講座を実施し、地域住民相互の理解と交流促進を図る。 (1講座当たり月6時間以上、延べ18時間以上)
継続的相談援助事業 (事業費)	特別事業 補助率 3 / 4	市町村、民生委員、医療関係者等関係機関職員からなる支援方策検討会等を開催するなどして、継続的な相談支援が必要な者に対し、支援活動を行う。
公的施設利用事業 (事業費)	補助率 3 / 4	人権・共生のまちづくり施設が設置されていない地域において、既存の公的機関を活用して隣保事業を行う。

人権啓発センターについて

人権・男女共同参画課

1 目的

人権問題に関する資料の展示等を通じ、広く県民に情報を提供するとともに、県民の人権尊重の意識を高め、もって人権問題の解決に資する。

2 開設年月日

平成12年12月6日(水)

3 施設概要

- (1) 場 所 千曲市屋代字清水260番6 県立歴史館内
- (2) 施設規模 延床面積 188㎡ (展示室 145㎡、事務室 43㎡)

4 事業概要

人権問題に関する資料の展示、来館者への説明等の啓発活動を行う。

- (1) 資料展示による啓発
- (2) 来館者への説明
- (3) 展示資料の作成
- (4) 人権研修会への講師派遣・学習会の開催
- (5) 啓発映画フィルム・ビデオ、啓発パネルの貸出
- (6) 啓発資料の作成・配布

5 体制

職員 人権啓発推進員 3人
(人権・男女共同参画課分室)

平成20年度 男女共同参画施策

人権・男女共同参画課

事業名	事業内容
男女共同参画推進事業	男女共同参画審議会の運営 男女共同参画社会づくり条例に基づき、男女共同参画審議会を設置し、重要事項の調査審議を行う。 ・委員数 8名 ・開催回数 2回
	男女共同参画推進指導委員の設置 男女共同参画社会づくり条例に基づき、男女共同参画推進指導委員を設置し、不服申出に対する審査・勧告等を行う。 ・委員数 3名
	調査・研究事業 1 地域自治組織における男女共同参画実態調査 地域自治組織(自治会、町会、区)における男女共同参画の実態について調査し、施策立案の基礎資料とするとともに、地域啓発資料として活用する。 2 男女共同参画施策の実施状況調査 県・市町村の施策の実施状況等を調査・公表する。
	男女共同参画社会づくり県民協働事業 県民の男女共同参画意識の高揚を図るため、開催地の市町、長野県男女共同参画推進県民会議、長野県の共催により啓発イベントを開催する。 1 男女共同参画フェスティバル ・開催地 須坂市(メセナホール) ・期日 10月25日 ・内 容 基調講演、パネルディスカッション、推進団体展示発表 等 2 男女共同参画地域フォーラム ・開催地 波田町(情報文化センター) ・期日 9月6日 ・内 容 講演会、地域の取組事例発表 等
啓発普及事業	男女共同参画地域づくり講座 自治会や各種団体等の地域自治組織において、男女共同参画の理念を普及し、活力ある地域社会をつくっていくために、男女共同参画の視点を活かした地域づくりの理念や手法等を学ぶ講座を開催する。 ・対 象 地域自治組織のリーダー、市町村議会議員、行政職員等 ・開催場所等 4か所(佐久市、飯田市、松本市、長野市)で7月に開催
	男女共同参画社会づくり啓発事業 男女共同参画意識の普及啓発を図るための事業を実施する。 1 啓発資料の作成配布 2 出前講座 3 市町村の条例・計画策定等の支援
	(新)女性の活躍支援・トップセミナー事業 経営者を対象に、企業における女性の能力活用を働きかけるセミナーを経営者団体等と協働して開催する。 ・事業手法 経営者団体、商工団体等が、会員を対象に開催する女性の活躍支援に関する研修会に、講師を派遣する。
男女共同参画センター管理運営事業	男女共同参画社会づくりの総合的な拠点施設として、広く県民に活動の場を提供するとともに、男女共同参画に関する講座、研修、情報の提供等を行う。 1 男女共同参画促進事業 ・チャレンジ支援事業 ・行政担当者研修 ・ヤングエンパワーメントセミナー ・グループ企画協働事業 ・DV・セクハラ防止啓発事業 ・相談担当者支援事業 ・情報提供事業 2 女性相談(あいとぴあ相談) 一般相談、法律相談、カウンセリング

児童虐待防止強化事業

こども・家庭福祉課

1 目的

複雑、深刻化する児童虐待問題に的確に対応するための相談支援体制の整備及び強化を図ります。

2 事業内容

(1) 児童虐待・DV 24時間ホットライン

児童虐待に関する通告、相談及びDVに関する通報、相談に24時間・365日対応します。
緊急事案については、相談者の居住地を管轄する児童相談所または女性相談センターに連絡をとり、速やかに必要な支援を依頼します。

(2) 児童虐待対応職員専門性強化事業

- ア 虐待された子どもやその家族と面接する児童相談所・女性相談センター及び児童福祉施設職員の技術を高めるため、カウンセリング研修(ワークショップ)を行います。
- イ 児童相談所、女性相談センター及び県立児童福祉施設の職員の専門性を更に高めるため、カウンセリング技術習得等の専門研修へ職員を派遣します。

(3) 市町村虐待防止ネットワーク等支援事業

- ア 市町村職員の援助技術の向上を図ることを目的に研修会を開催します。
- イ 市町村の「要保護児童対策協議会」の設置促進のために必要な研修会を開催します。

1 目的

売春防止法による要保護女子の保護更生、転落防止等を目的とし、相談、指導、一時保護、施設への入所を行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律により、DV被害者の保護及び自立支援を行います。

また、人身取引被害者についても、被害者を保護し、警察や入国管理局等関係機関と連携することにより帰国を支援します。

2 事業内容

(1) 相談等

女性相談センター又は福祉事務所の女性相談員が、女性に関する諸問題(夫婦・親子・嫁姑・就職・住宅・医療等)について相談と助言を行います。

また、DV被害防止啓発のための講演会を開催するとともに、DV被害者に対し、保護や自立のために必要な情報提供等を行い、支援します。

(2) 一時保護(概ね2週間)

DV被害者等を県の一時保護施設で一時保護します。

被害者をより迅速かつ広域的に保護できる体制づくりを進め、DV被害者等の自立に向けての助言・支援を行います。

(3) 施設入所

長期の入所が必要な場合は、女性保護施設への入所へ切り替え、自立に向けての支援を行います。

(4) DV被害者緊急避難支援事業(概ね5日以内)

DV被害者を一時保護できない場合、県が確保した身近で安全な施設に避難させます。

(5) 人身取引被害者支援

人身取引による被害者を保護し、関係機関との連携により帰国を支援します。

(6) 関係機関との連携強化

DV被害者の個々の事案に合った迅速かつ円滑な解決のために、事例検討会議や専門研修会を開催し、関係機関とのネットワークの強化を図ります。

児童相談所等運営事業

こども・家庭福祉課

1 目的

子どもに関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭等に最も効果的な支援を行い、子どもの福祉の向上を図るとともにその権利を保護します。

また、棄児、虐待等によって緊急に保護する緊急保護及び適切かつ具体的な処遇方針を決定する行動観察並びに短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等を行う必要がある場合等は一定の期間を定めて一時保護所に一時保護し、又は児童養護施設等に一時保護を委託します。

2 事業内容

(1) 児童相談所

ア 設置状況

中央児童相談所、松本児童相談所、飯田児童相談所、諏訪児童相談所、佐久児童相談所

イ 相談

- ・子どもに関する各般の問題についての家庭、その他からの相談
- ・子ども及びその家庭に関して、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定、調査又は判定に基づいた必要な指導
- ・市町村が行う児童相談業務に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供その他必要な援助及びそれらに付随する業務

ウ 措置

- ・通告等に基づく児童福祉施設への入所等措置
- ・保護者等による児童虐待に対応して家庭裁判所の承認による児童福祉施設への入所措置

(2) 児童相談所一時保護所

ア 設置状況

中央児童相談所、松本児童相談所

イ 緊急保護

- ・棄児等現に適切な保護者又は宿泊所がないために緊急にその子どもを保護する必要性がある場合
- ・虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合
- ・子どもの行動が自己又は他人の生命身体、財産に危害を及ぼしもしくはそのおそれがある場合

ウ 行動観察

適切かつ具体的な処遇方針を定めるため、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

農業リーダー育成事業

1 農村女性活動支援のうち男女共同参画推進に関する事業

(1) 女性農業者講座

女性農業者を対象として、農業経営・社会活動への参画に向けて、男性とともに対等なパートナーとして活動し、さらには地域リーダーとして活動する女性農業者を育成するため、農業及び農村生活等に関する知識・技術の習得・向上と、参画意識の高揚を図るための「基礎講座」「専門講座」を農業改良普及センターで開催する。

〔平成20年度実施計画〕

各普及センターで実施予定

(2) 農村女性活動支援研修会

農村女性による男女共同参画活動、家族経営協定推進活動、起業活動等を支援するため、県及び農業改良普及センターで研修会を開催する。

〔平成20年度実施計画〕

県主催：家族経営協定推進研修会

(農村女性ネットワークながのと共催により実施予定)

普及センター主催：各普及センターで実施予定

(3) 農村女性きらめきコンクール

「農業及び農村生活の充実と開発に優れた活動の実績を持ち、男女共同参画推進のために積極的に活動している事例を募集し、その成果を広く公表することにより、男女共同参画社会の構築と魅力ある農村社会づくりに資する」ことを目的として開催する。

〔平成20年度実施計画〕

募集部門：標語の部

経営活動(農業経営、起業活動)の部

地域活動の部

表彰は、平成20年12月2日に行う「農村女性フェスティバル」において行う。

(4) 農村女性フェスティバル

「男女が共にパートナーシップを発揮できる農業・農村を確立するため、農業や地域を担う女性達が一堂に会し、互いの活動について理解を深めるとともに、自ら考え生き生きと活動できる農村社会の実現を目指す」ことを目的として開催する。

〔平成20年度実施計画〕

期日：平成20年12月2日(火)

場所：若里市民文化ホール

内容：農村女性きらめきコンクール表彰

講演及び活動発表

パネルディスカッション

2 農村生活マイスター育成

地域農業振興に関する活動への積極的な参画、農業や暮らしを支える地域活動の推進などとともに、女性農業者の社会参画に関する活動の促進に意欲的な者を、農村生活マイスターとして育成し認定する。

〔平成20年度実施計画〕

認定に向けての研修会(5回開催)

認定証授与式

資質向上のための研修会(1回開催)

警察の犯罪被害者支援のための施策

被害者への情報提供

被害者の手引き
の作成・配布

一般被害者用、遺族用、女性被害者用、交通用、少年被害用

被害者連絡制度

捜査過程、被疑者検挙、処分結果等の連絡

地域警察官による
被害者訪問

被害の回復・拡大防止等に関する情報提供

相談・カウンセリング体制の整備

各種相談窓口の設置

警察安全相談、ヤングレディ女性被害犯罪ダイヤル110、暴力追放ダイヤル

カウンセリング体制
の整備

警察相談職員の育成
警察カウンセリング制度

犯罪被害給付制度

遺族給付金

最高1,573万円～
最低320万円

重傷病給付金

医療費の自己負担相当額
(加療1月以上かつ3日以上入院、1年限度)

障害給付金

1級～14級
最高1,849万2千円～
最低18万円

捜査過程における被害者の負担の軽減

精神的負担軽減
の措置

事情聴取室の整備、遺体保冷库の整備、性犯罪捜査証拠採取セットの整備

経済的負担軽減
の措置

初診料・診断書料の公費負担、被害者旅費の支給
緊急避妊等経費負担

指定被害者
支援要員制度

各警察署、高速隊で合計267名(女性79名)指定

被害者の安全の確保

再被害防止要綱
の制定

再被害防止対象者に指定
身辺警戒、パトロール

保護対策実施要綱
の制定

暴力団等から被害を被るおそれある者を保護対象者に指定、警戒を実施

関係機関・団体との連携

長野県犯罪被害者
支援連絡協議会

検察庁、弁護士会、医師会臨床心理士会、県の機関等

警察署地域支援
ネットワーク

市町村、県の出先機関、病院等

長野県犯罪被害者
支援センター

民間の被害者支援団体

被害者の立場

社会から放置されていた被害者

社会の無理解

不十分だった従来の支援

被害者の実態

直接的被害

身体的被害

殴られたり刺されたりしてケガを負う

経済的被害

財産を盗まれたり、騙し取られたりする

精神的被害

精神的ショックによる心の変調

二次的被害

捜査機関による被害

不用意な言動による精神的負担や時間的負担

マスコミ取材による被害

加熱取材等による不快感やプライバシーの侵害

周囲の噂による被害

無責任なうわさ話

被害者のニーズ

広範かつ多岐にわたる被害者のニーズ

そばで話を聞いて欲しい

家事の手伝いをして欲しい

警察や病院への付添いをして欲しい

身の安全を守って欲しい

カウンセリングを受けたい

各種情報の提供をして欲しい

そっとしておいて欲しい

早く犯人を捕まえて欲しい

etc

被害者を保護し、支援するためには

被害者の気持ちやニーズを理解することが大前提

「こどもの権利」支援事業

1 目的

いじめや体罰など、子どもの権利侵害が深刻化する中で、権利侵害案件に個別に対応し救済を図るとともに、子どもの権利に関する意識の醸成を図る。

2 事業内容

(1) 「こどもの権利支援センター」の運営

いじめや体罰などのこどもの権利侵害案件の個別救済を図るため、子どもや保護者の相談を受け付け、子ども・学校・家庭・地域の間を仲介・調整する。

こどもの権利支援センター

(県教育委員会事務局教学指導課心の支援室内に設置)

受付電話

(月～金) 0 2 6 - 2 3 5 - 7 4 5 8 午前 8 : 3 0 ~ 午後 6 時

相談の流れ

電話相談 (悩みの概要を伺います。)

面談 (詳しい話を伺い、問題解決に向けて一緒に考えます。)

学校等との関係調整 (学校の考えを伺う、当事者間の話し合いに立ち会うなどにより、問題解決に向けて関係調整をします。)

(2) 「こどもの権利支援専門アドバイザー」の設置

こどもの権利支援センターの活動に、医学や法学などの専門的な見地から助言を行うアドバイザーを設置する。

(3) 子どもの権利に関する意識の醸成

不登校やいじめの被害に遭った経験者を、学校や地域等で行われる人権教育に講師として派遣する。

チャイルドライン支援事業

生活文化課青少年健全育成係

1 目的

子ども自身の問題解決能力を高めるために、子どものありのままの声を子どもに暖かく寄り添って電話で聞き、どんなことでも一緒に考えるチャイルドラインの運営・推進のための経費を補助します。

2 チャイルドラインの実施状況

実施主体	実施内容
NPO法人 ながのこどもの城いきいき プロジェクト (長野市)	<ul style="list-style-type: none"> ・開設日：平成16年5月5日 ・受付時間：毎週月・木曜日 午後4時～9時 ・電話番号：026 269 8181、0120 99 7777 ・受付状況：2,107件(H19.4～H20.3)
NPO法人 すわ子ども文化ステーション (諏訪市)	<ul style="list-style-type: none"> ・開設日：平成17年5月5日 ・受付時間：毎週火・金曜日 午後4時～9時 ・電話番号：0266 54 3030、0120 99 7777 ・受付状況：3,307件(H19.4～H20.3)
NPO法人 シャイン (上田市)	<ul style="list-style-type: none"> ・開設日：平成18年10月4日 ・受付時間：毎週水曜日 午後4時～9時 ・電話番号：0268 29 8811、0120 99 7777 ・受付状況：2,465件(H19.4～H20.3)

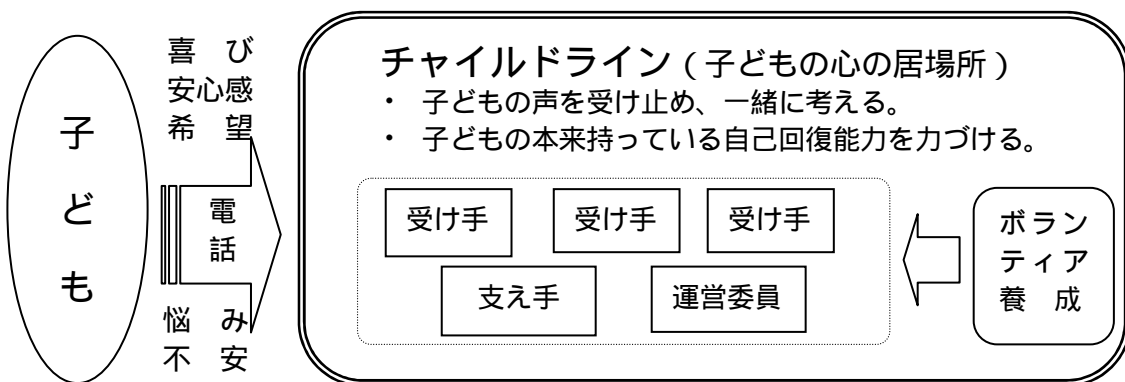
3 全国の実施状況

33都道府県、60団体(平成19年5月現在)

4 補助金の内容

長野県チャイルドライン推進協議会に対する補助金

5 チャイルドラインとは



認知症高齢者対策・高齢者虐待防止県民運動推進事業

社会部長寿福祉課

1 目的

「認知症高齢者とその家族を地域で支えていく」、「高齢者虐待を許さない」という意識の浸透を目的に県下4か所で啓発事業を実施します。

また、認知症が原因で高齢者虐待に結びつくケースも多いことから、認知症と高齢者虐待に対する正しい理解を深め、防止に努めるため、啓発パンフレットを作成し、配布します。

2 根拠法令

人権啓発活動地方委託要綱（国庫委託事業 国 10/10）

3 経過

平成 2 年 「寝たきり老人ゼロ県民運動」として事業開始

平成 8 年 「寝たきりゼロ・痴ほう性老人対策県民運動」に拡大

平成 17 年 「寝たきりゼロ・認知症高齢者対策県民運動」に名称変更

平成 18 年 「認知症高齢者対策・高齢者虐待防止県民運動」に名称変更

4 事業内容

(1) 認知症高齢者対策・高齢者虐待防止県民運動地域啓発事業

開催地：県下4広域

主催：認知症高齢者対策・高齢者虐待防止県民運動推進本部

時期：認知症高齢者対策・高齢者虐待防止県民運動強調月間（9月）

参加者：一般県民（各地域500名程度）

実施事業例：・シンポジウム・講演会

・認知症の克服・予防や介護の体験発表

・高齢者虐待防止の事例発表

(2) 認知症理解・高齢者虐待防止啓発パンフレット作成事業

内容：認知症の正しい知識、高齢者虐待の定義、現状、相談窓口等

印刷部数：50,000部（配布先 市町村及び関係機関）

仕様：10ページカラー



長野県障害者総合支援センター事業の概要

長野県社会部障害者自立支援課

障害者総合支援センターとは？

身体、知的、精神の3障害の相談に対応する総合支援センターです。

障害のある方が地域で安心して生活ができるよう3障害のコーディネーターやワーカーが、面接・電話・訪問等により相談支援を行います。

センターの設置場所

県内10圏域（佐久、上小、諏訪、上伊那、飯伊、木曾、松本、大北、長野、北信）に設置します。

業務案内

センターは、主に次の業務を行います。

- (1) 保健・福祉サービス利用の援助、調整等を図ります。
- (2) 地域における生活全般に関する相談支援を行います。
- (3) 就業に関する相談支援を行います。
- (4) その他、相談者等の要請に基づく支援を行います。



事業の実施体制

1 基本的な事項

- (1) 県は、市町村等の協力を得ながら、この事業が効果的に実施できるよう支援します。
- (2) 圏域に、中核となるセンターを置き、その他のセンターと連携して支援します。
- (3) センターは、相談者等に対してケアマネジメントを実施するため、必要に応じて県、市町村職員及び関係者による「ケア会議」を招集します。

2 センターの職員配置

- (1) 療育コーディネーター
- (2) 障害児コーディネーター
- (3) 知的障害者生活支援コーディネーター
- (4) 身体障害者生活支援コーディネーター
- (5) 精神障害者生活支援コーディネーター
- (6) 障害者生活支援ワーカー
- (7) 障害者就業支援ワーカー



精神障害者退院支援事業とは・・・

長野県社会部障害者自立支援課

精神科病院に入院されている方で、退院可能となっても退院して地域生活をはじめるにあたりいくつかの社会的福祉的支援を必要としている方々が全国で7万人いるといわれています。

そういった精神科病院に入院する方に対し、一人ひとりには障害があってもその人らしい暮らしができるように、医療と福祉が連携を図り退院支援を進めていくことが求められています。

精神障害者退院支援事業では、「精神障害者退院支援コーディネーター」が関係機関と連携を図り、入院中から支援を行うことにより地域で生活できるよう支援しています。

精神障害者退院支援コーディネーターの役割

コーディネーターは、病院のスタッフ（医師、看護師、ケースワーカーなど）市町村・保健所の保健師や福祉担当者と一緒に支援計画を作成し、退院の準備をお手伝いします。

具体例：

- ・ 退院後の住むところを探したり、グループホームへの入居に関する調整など行います。
- ・ 昼間の活動の場所として、授産施設や地域活動支援センターなどを紹介します。また、体験利用などの調整や付き添い支援を行います。
- ・ お金の管理や退院後の金銭の管理などについて相談に乗ります。

精神障害者退院支援コーディネーターの配置先(H20)

括弧内設置箇所数



同和地区福祉資金貸付事業

人権・男女共同参画課

1 目的

同和地区住民の経済的自立を図ることを目的として、県社会福祉協議会が実施する同和地区福祉資金貸付事業の貸付原資を貸し付ける。

2 根拠法令等 長野県同和地区福祉資金貸付要綱

3 事業主体 社会福祉法人長野県社会福祉協議会

4 事業内容

(1) 貸付対象者

県内の同和地区に居住する者で下記の 、 を満たす者

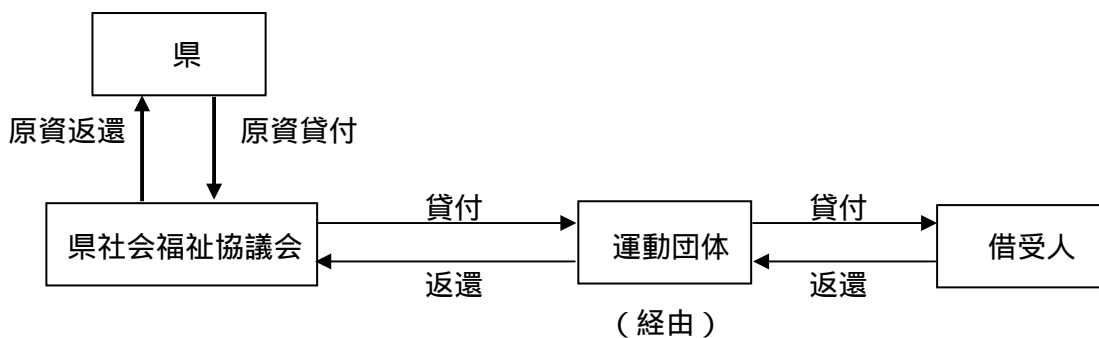
低所得世帯、身体障害者世帯、知的障害者世帯又は高齢者世帯で、資金を貸し付けることにより、福祉の向上が図れると認められること。

貸し付けを受けた資金を確実に償還する見込みがあること。

(2) 貸付条件（貸し付けは13年度をもって終了）

資金の種類	貸付限度額	貸付条件			
		据置期間	貸付利率	償還期間	償還方法
結婚資金	30万円	6か月以内	年2.5%	3年以内	原則として 月賦償還
出産資金	15万円		据置期間		
葬祭資金	30万円		中は、無		
療養資金	25万円		利子		

(3) 貸付金の流れ



5 経過

- ・昭和49年 貸付開始
- ・平成9年 福祉資金に所得制限を導入（生活福祉資金の所得制限基準に準じる）
- ・平成13年 新規貸付の終了

同和地区の農業者を対象とした農業制度資金概要

平成16年度で貸付終了

1 同和地域農業経営資金

融資対象事業	種苗、飼料、肥料、農薬（衛生費を含む）、小農具（12万円以下のもの）の購入費及び雇用労賃 農業用施設・機械の修繕費 その他農産物の生産のために必要な経費（転貸のための資金は除く）
融資限度額	400万円（知事特認 個人：1000万円以内、法人等：3000万円以内）
融 資 率	事業費の100%以内
貸付利率	1.7%（平成17年3月18日現在）
利子補給率	1.25% 基準金利（農業近代化資金基準金利に連動）と貸付利率との差
信用保証料率	0.6%（県が負担）
償還期間	7年以内（うち据置期間1年以内） 災害等の場合 8年以内（うち据置期間2年以内）
融資機関	農協、県信連

2 同和地域農地等取得資金

融資対象事業	農地、採草放牧地等の取得
融資限度額	700万円（知事特認1200万円以内）
融 資 率	取得費の100%以内
貸付利率	1.7%（平成17年3月18日現在）
利子補給率	1.25% 基準金利（農業近代化資金基準金利に連動）と貸付利率との差
信用保証料率	0.36%（県が負担）
償還期間	一 般 15年以内（うち据置期間2年以内） 知事特認 20年以内（うち据置期間2年以内） 災害等の場合 一 般 16年以内（うち据置期間3年以内） 知事特認 21年以内（うち据置期間3年以内）
融資機関	農協、県信連

事業名	多文化共生くらしのサポーター設置事業
事業の内容	日本の法律・行政制度を知らず、日本語も充分理解できない外国籍県民等が、県の行政サービスを等しく受けることができるよう、多言語による相談窓口を設けて日常生活に関する相談等に対応する。
相談対象者	外国籍県民等
相談担当者	多文化共生くらしのサポーター(ポルトガル語、中国、タガログ語、タイ語各1名)
相談の方法	電話相談、来所による面接相談
問い合わせ先 (相談電話等)	財団法人長野県国際交流推進協会(ANPIE)内 026-235-7186 相談受付日時 月曜日～金曜日 9:30～17:30 対応言語 ポルトガル語、中国語、タガログ語、タイ語
施設所在地	財団法人長野県国際交流推進協会 長野市南長野幅下692-2
関連URL	http://www.pref.nagano.jp/kikaku/danjo/tabunka/supporter/kurashi.htm
担当課	企画部人権・男女共同参画課

事業名	地域共生コミュニケーター活動支援事業
事業の内容	行政と外国籍県民のみなさんのパイプ役として、行政からの情報を伝えたり、行政に対する意見や要望を県などに伝えたりして、地域に暮らすみなさんの相互理解を進めるため、ボランティアで活躍する「地域共生コミュニケーター」を登録する。
相談対象者	外国籍県民等
相談担当者	地域共生コミュニケーター(平成20年5月末現在 194名)
相談の方法	随時
問い合わせ先 (相談電話等)	長野県企画部人権・男女共同参画課 026-235-7165 相談受付日時・場所 随時(33市町村) 対応言語 20言語
施設所在地	長野県企画部人権・男女共同参画課 長野市南長野幅下692-2
関連URL	http://www.pref.nagano.jp/kikaku/danjo/tabunka/soudan/comm.htm
担当課	長野県企画部人権・男女共同参画課

エイズ・性感染症相談・検査、普及啓発事業 (「信州 STOP AIDS 作戦」事業)

健康づくり支援課

1 目的

エイズ・性感染症に関する相談・検査や正しい知識の普及啓発を推進し、まん延の防止や差別・偏見の解消を図る。

2 根拠

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・ 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(エイズ予防指針)
- ・ 性感染症に関する特定感染症予防指針

3 事業内容

特に、本県ではHIV感染者/エイズ患者の人口当たりの届出数が全国的にも多い状況にあるため、平成18・19年度に引き続き、HIV/エイズ・性感染症に関する普及啓発、HIV検査の機会の拡大の2つの観点から、重点的な対策を講じていくこととする。

(1) 重点的な対策

【作戦1】HIV/エイズの正しい知識や早期検査の重要性に関する普及啓発

【作戦2】HIV検査の利便性の向上及び受検機会の拡大

(2) 主な内容

区 分	内 容
正しい知識の普及啓発	重点啓発活動(街頭キャンペーン等) エイズ予防ウィーク (6月1日～7日) 世界エイズデー、性の健康週間 (11月25日～12月1日) 出前講座 学校、企業等へ保健所医師・保健師を派遣 (年70回、7000人) 啓発カード、リーフレット、ポスターの作成・活用
相談・検査	保健所 相談 (4,500件) 無料・匿名検査 ・HIV検査 (2,900件) ・性器クラミジア感染症検査 (930件) ・梅毒検査 (2,200件) HIV迅速検査、出前(街角)検査等の実施 エイズ治療拠点病院(県が検査キットを提供) HIV無料迅速検査 (800件)
	相談通訳員等の派遣 (5回) カウンセラー養成 (1人) 研修会等の案内・参加
医療機関との連携	連絡会議の開催等 (3回) 研修会等の案内

ハンセン病問題啓発事業

【人権・男女共同参画課】

1 事業目的

ハンセン病問題検証会議の検証を受け、類似事態が発生した場合に新たな悲劇を生まぬよう教訓とし、今後の人権啓発、人権教育に役立てるため、後世に向けて伝承するとともに、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発により、差別や偏見の解消を図る。

2 事業内容

(1) 入所者を交えた懇談会の実施

ア 事業内容

実際に隔離政策により入所を余儀なくされた方々の具体的な状況（体験談）や思いを聞くとともに、参加者との意見交換を行う懇談会を実施する。

イ 実施方法

講 師：栗生楽泉園の入所者

対 象：地域住民

回数等：県下4ブロックで各1回の計4回

(2) ハンセン病療養所訪問ふれあい交流事業

ア 事業内容

入所者の高齢化が進んでおり、なかなか療養所からの外出が困難な方が増えている。そうした入所者と療養所において、懇談の場を設け、交流を促進し、ハンセン病に関する理解を深める。

イ 実施方法

対 象：県 民（一般公募）

場 所：多磨全生園

回 数：1 回

(3) ハンセン病問題啓発「リーフレット」の作成

ア ハンセン病問題検証会議の検証結果を受けて、小中学生にも分かりやすいリーフレットを作成し、ハンセン病問題を通じた人権啓発用資料として活用するとともに、入所者との学習会、ハンセン病療養所におけるふれあい交流時の配付資料としても活用する。

イ 作成部数：70,000部

中国帰国者支援事業

社会部 地域福祉課

中国帰国者への支援内容

1 国事業

- 老齢基礎年金の満額支給 県内対象者 246人
・月額 22,000円 66,000円に増額（国が本人分保険料を全額負担）

2 県事業

- (1) 老齢基礎年金を補完する生活支援給付【郡分】対象 56人
生活保護制度に準拠
ただし、老齢基礎年金の全額、厚生年金・勤労収入の3割を収入認定しない

(2) 中国帰国者定着自立促進事業

- 中国帰国者愛心使者事業 対象 21人
老齢基礎年金の満額支給の対象とならない165歳未満の中国帰国者に対して、月額3万円の給付金を支給

- 中国帰国者地域生活支援事業

中国帰国者の地域からの孤立化を防ぐため、交流や日本語教育の場を提供し、安心で穏やかな生活を支援

県日中友好協会への委託事業	県直営事業
中国帰国者日本語弁論大会、スクーリング事業 市町村担当者研修会、日本語教育支援事業 支援交流コーディネーターの配置	医療通訳派遣 陽だまり講座開催事業

- 中国帰国者援護事業

中国帰国者及びその家族が自立した生活を送れるよう、相談指導等による支援
・引揚者特別生活指導員(郡分を所管する支援・相談員)の配置
・通訳等派遣事業、帰国時援護事業等

- 中国帰国者自立研修センター運営事業

全国20か所に配置していたセンターを、帰国者の減少等から次の4か所に縮小
千葉、神奈川、東京、大阪

3 市町村事業

国県が担っていた中国帰国者支援を、より身近な市町村において実施する方針に転換

- 老齢基礎年金を補完する生活支援給付【市分】対象 190人
県事業と同様に実施

- 支援・相談員の設置
市福祉事務所に配置し、きめこまかな相談支援

- 地域社会における生活支援事業の実施

- ・地域における中国残留邦人支援ネットワークの構築支援事業
- ・身近な地域での日本語教育を支援する事業
- ・自立支援通訳等の派遣等を支援する事業
- ・中国帰国者への地域生活支援プログラム事業

民間団体へ委託可

学校人権教育の推進について

1 推進の方向

平成15年4月策定の「長野県人権教育・啓発推進指針」、平成16年3月発行の「人権教育指導の手引」、平成18年1月発行の「人権教育の指導方法等の在り方について 第二次とりまとめ」及び平成20年度中に発行される予定の「第三次とりまとめ」に基づいて、人権教育を推進する。

2 主な事業

(1) 学校人権教育の推進

学校人権教育研修会

教職員の人権意識の高揚と各学校の人権教育の充実を図る。

- ・開催日 6月23日(中南信) 6月30日(東北信)
- ・会場 県総合教育センター
- ・内容 全体講演会と分科会
- ・参加範囲 幼・小・中・高・特別支援学校の教職員

学校人権教育連絡協議会

指導内容や指導法について校種間相互の連携を進める。

- ・各教育事務所の具体的な計画に基づき、県内11ブロックで開催。

人権教育研究指定校事業(文部科学省指定)

人権教育研究指定校を設け、人権教育の内容、方法の実践的な研究を深める。

- ・平成19年度・20年度指定校 千曲市立五加小学校・飯田市立高陵中学校
- ・平成20年度・21年度指定校 塩尻市立吉田小学校・長野市立川中島中学校

人権教育総合推進地域事業(文部科学省指定)

学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育を推進する。

- ・平成18年度・平成19年度・20年度指定地域 小諸市東中学校区
(人権教育総合推進地域推進協力校 小諸市立野岸小学校、美南ガ丘小学校、東小学校、小諸東中学校、小諸高校、中央保育園、野岸幼稚園)

研修の充実

初任者・5年経験者・10年経験者研修及び県総合教育センター専門研修における人権教育研修講座の充実。

(2) 人権教育資料の活用

「人権教育だより」

「人権教育だより」を作成し、ホームページに掲載し、メールマガジンで配信する。

- ・発行 年2回

人権教育指導法研究会

人権教育の指導内容や指導法を明らかにし、効果的な学習教材を選定・開発する。

- ・委員会 年4回

(3) 人権教育啓発活動

児童生徒を対象に、人権意識の高揚を目指す作文・詩・ポスター等の募集を行い、啓発活動に生かす。

社会人権教育の推進について

1 推進の方向

「長野県人権教育・啓発推進指針」及び「人権教育指導の手引」、「人権教育の指導法等の在り方について 第三次とりまとめ」に基づいて人権教育を推進する。

2 主な事業

(1) 地域社会・家庭における人権教育の推進

社会人権教育推進事業

社会人権教育リーダー研修会

< 開催要旨 >

講演会、分科会での実践発表や事例発表を通して、あらゆる人権問題の解決を目指した地域ぐるみの人権教育を推進するためのリーダーの育成と資質の向上を図る。

【東北信会場】

- ・開催日 9月11日(木)
- ・会場 千曲市更埴文化会館
- ・内容 全体講演会と分科会
- ・参加範囲 社会人権教育に取り組んでいる関係者

【中南信会場】

- ・開催日 9月19日(金)
- ・会場 長野県総合教育センター
- ・内容 全体講演会と分科会
- ・参加範囲 社会人権教育に取り組んでいる関係者
社会人権教育研究協議会 < 各教育事務所主催事業 >

< 開催要旨 >

自治会人権教育懇談会、PTA、企業人権教育の実践事例や課題の協議。
人権教育の主体的な推進方法の検討等。
(行政主体の人権教育ではなく、自治会等が自ら企画・実践する人権教育。)

- ・開催日 7月～2月(各教育事務所の計画による)
- ・内容 講演会と分科会(実践発表)
- ・参加範囲 市町村教育委員会 公民館関係者 社会教育団体関係者他
社会人権教育担当者会議 < 各教育事務所主催事業 > 0 予算事業

< 開催要旨 >

国、県の施策の周知徹底及び市町村間の情報交換。
市町村の担当者が、事業計画の作成や実施に当たっての情報交換を通して、市町村における社会人権教育の円滑な推進を図る。

- ・開催日 各教育事務所ごとに年間2回開催
- ・内容 研修、各市町村の取り組み報告及び研究協議等
- ・参加範囲 市町村教育委員会 公民館関係者 社会教育団体関係者他

< 開催要旨 >

人権問題を自らの課題として解決し、人権を尊重する社会を築いていくための知識・技能・態度を総合的・系統的に学ぶことを通して、地域住民とともに意欲的に活動に取り組むことができるリーダー（指導者）を育成する。

- ・ 開催日 松本教事、長野教事、上田・佐久教事（東信地区）ごとに年間2～3回開催
 - ・ 内容 研修、講義、ガイダンス等
 - ・ 参加範囲 社会人権教育セミナー受講者
- 人権教育促進事業

< 事業の趣旨 >

あらゆる人権問題に対する住民の理解と認識を深め、様々な人々同士の相互理解と地域社会への参加の促進を図りながら、人権に関わる様々な問題をテーマに学習や交流活動を実施することにより、人権意識の高揚を図る。

市町村が実施する小規模の人権教育講座を支援することにより、人権教育の推進に効果がある。

- ・ 事業主体 市町村
- ・ 補助対象経費 1講座当たり 50,000円（限度）
- ・ 補助率 1 / 2
- ・ 人権教育講座等開設予定数 154講座 参加予定者数 30,688人
- ・ 識字学級の状況：開設数 11講座 参加予定者数 1,666人

(2) 企業における人権教育の推進

「人権通信」の発行

- ・ 目的：市町村や公民館、学校、PTA、企業等の人権教育学習資料として、地域社会の人権教育推進に役立てるため
- ・ 配布先：市町村教育委員会を經由し、公民館・隣保館・小中学校・企業等へ配布
他に高等学校、庁内各課、地方事務所・教育事務所等の現地機関等
- ・ 部数：10,000部（年間2回発行予定）

平成 19 年度人権施策推進実施状況及び 20 年度実施計画

当課では、労使関係者に対し、人権に対する正しい知識と理解を深めるため、県下の労政事務所が実施する労働教育講座において啓発を行っている。なお、実施に当たっては関係機関・団体等との連携を図りながら、効果的な講座を実施することとしている。

1 人権啓発講座の開催

(ア) 実施方針

一般労使、特に中小企業の労使関係者を対象に人権に対する正しい理解を深め、人権を尊重し、差別のない明るい職場環境づくりのため人権啓発講座を開催する。

(イ) 平成 19 年度実施状況（詳細は別紙）

開催時期 平成 19 年 7 月 13 日から平成 20 年 3 月 19 日

開催回数 7 回

受講者数 773 名

(ウ) 平成 20 年度実施計画

県下 4 会場において順次開催

2 地区労働フォーラムの開催

(ア) 実施方針

労働者・使用者・一般県民を対象に、労働基準法を基本に労働問題全般について、時宜に適った課題をテーマに講習会を実施する。

(イ) 平成 19 年度実施状況（詳細は別紙）

開催時期 平成 19 年 9 月 6 日から平成 20 年 3 月 5 日

開催回数 13 回

受講者数 805 名

講演内容 労働法（労働時間・賃金等）、非正規労働者、人事労務制度など

(ウ) 平成 20 年度実施計画

県下 4 労政事務所で順次開催

12 会場において実施（労政事務所 4 所 × 3 回）

平成 19 年度講座別実施状況

人権啓発講座

労使を対象に、人権問題に対する正しい理解を深め、差別のない明るい職場環境づくりに資するため、県下 7 会場で開催した。

期 日 平成 19 年 7 月 13 日から平成 20 年 3 月 19 日

場 所 長野市等 7 か所

科目、講師及び受講者数

実 施 年 月 日	所・分室 開催場所	科 目 及 び 講 師	受 講 者 数			
			労働者	使用者	その他	計
19. 7.13	北信労政 長野市	これだけはおさえておきたい！ 改正男女雇用機会均等法のポイント コスモス法律事務所 弁護士 中下 祐子	18	148	36	202
		男女雇用機会均等法の改正とセクハラ 対策事例 長野労働局雇用均等室指導官 庭山 たくみ				
		公正な採用選考を行っていただくため 長野公共職業安定所 業務部長 山口 俊昭				
19. 8.23	南信労政 飯田駐在 飯田市	差別のない雇用をめざして 長野労働局職業安定部職業対策課 課長補佐 和田 一郎	0	92	23	115
		人権啓発映画上映 「企業に求められる人権意識とは？」				
19.11.27	中信労政 大町市	女性の社会進出と求められる変化 (有)コミュニケーションズ・アイ 代表取締役 伊藤かおる	0	49	31	80
		公正採用選考と企業内人権教育につ いて 大町公共職業安定所 統括職業指導官 宮沢 亨				
19.12. 7	東信労政 上田市	仕事と家庭の両立支援の取組みにつ いて シナノケンシ(株) 人事チームマネージャー 小林 章彦	0	151	0	151
		公正な採用選考をめざして 長野労働局職業安定部職業対策課 課長補佐 和田 一郎				
20. 2.13	東信労政 佐久市	あなたの職場は大丈夫ですか？ 改正男女雇用機会均等法のポイント コスモス法律事務所 弁護士 中下 祐子	113	34	26	173
		公正な採用選考をめざして 小諸公共職業安定所 統括職業指導官 熊倉 正江				

実施年月日	所・分室 開催場所	科目及び講師	受講者数			
			労働者	使用者	その他	計
20. 2.25	中信労政 塩尻市	いきいきと働ける職場と人権 長野県人権啓発センター 人権啓発推進員 吉池 重行	0	17	1	18
20. 3.19	中信労政 松本市	女性を活かし会社を伸ばすダイバーシ ティ・マネジメント 株式会社クオリア 代表取締役 荒金 雅子	3	12	19	34
合 計			134	503	136	773

地区労働フォーラム

労働問題全般から時宜に適ったテーマを設定し、その対応に資するため県下13か所で実施した。

期 日 平成19年9月6日から平成20年3月5日

場 所 諏訪市等 13か所

科目、講師及び受講者数

実施年月日	所・分室 開催場所	科目及び講師	受講者数			
			労働者	使用者	その他	計
19. 9. 6	南信労政 諏訪分室 岡谷市	職場のメンタルヘルス ～考え方・実践から～ 関東心理相談員会副会長心理相談員 濱 幸男	11	14	2	27
19. 9.27	北信労政 長野市	最近の労働事情と人事管理の方向 松本大学総合経営学部准教授 上野 隆幸 労働時間等設定改善指針について 長野労働局労働基準部監督課長 野田 直生	43	32	19	94
19. 10. 1	中信労政 松本市	ワークライフバランスについて 21世紀職業財団長野事務所 雇用管理アドバイザー 西澤 巖 労働時間等設定改善指針について 長野労働局労働基準部監督課長 野田 直生	38	25	7	70
19.12. 3	北信労政 長野市	“派遣”最前線 派遣労働の現状と未 来を考えよう！ 派遣労働ネットワーク事務局次長 関根 秀一郎	12	13	28	53
19.12. 7	中信労政 松本市	非正社員の労働環境と今後の課題 ～非正社員がいきいきと働くために～ 弁護士 中野 麻美	13	34	49	96
19.12.18	東信労政 上田市	適正な労働時間管理とワーク・ライ フ・バランス 法政大学講師 山本 圭子 働き方を見直そう 長野労働局労働基準部監督課長 野田 直生	20	17	4	41

実施年月日	所・分室 開催場所	科目及び講師	受講者数			
			労働者	使用者	その他	計
20. 1.17	東信労政 上田市	両立支援とワーク・ライフ・バランス 法政大学講師 山本 圭子 ワーク・ライフ・バランスについて 21世紀職業財団長野事務所 雇用管理アドバイザー 西澤 巖	15	15	2	32
20. 1.22	南信労政 飯田駐在 飯田市	改正パート労働法について 長野労働局雇用均等室室長補佐 菱井 理加 最近の労働事情と人事管理の方向 松本大学総合経営学部准教授 上野 隆幸	7	46	14	67
20. 2. 7	東信労政 上田市	ワーク・ライフ・バランス社会実現に 向けた人材活用 法政大学講師 山本 圭子 最近の働き方の問題点 上田労働基準監督署長 松田 拓道	18	16	4	38
20. 2. 7	南信労政 諏訪分室 諏訪市	働く上で知っておきたい労働法 安西法律事務所 弁護士 岩本 充史	61	6	5	72
20. 2.20	中信労政 松本市	労働をめぐる最近の課題と法律改正に ついて 社会保険労務士 丸山 昇益	22	51	11	84
20. 2.20	南信労政 諏訪分室 岡谷市	定年退職に向けた経済設計 (財)生活保険文化センター専任講師 加藤 登美夫	28	8	5	41
20. 3. 5	北信労政 長野市	企業における人材育成をめぐる諸問題 ～若年雇用から成果主義 長野大学社会福祉学部教授 天野 勝行 改正パート労働法について 長野労働局雇用均等室室長補佐 菱井 理加	33	27	30	90
合 計			321	304	180	805

男女共同参画推進員の設置について

人権・男女共同参画課

1 趣 旨

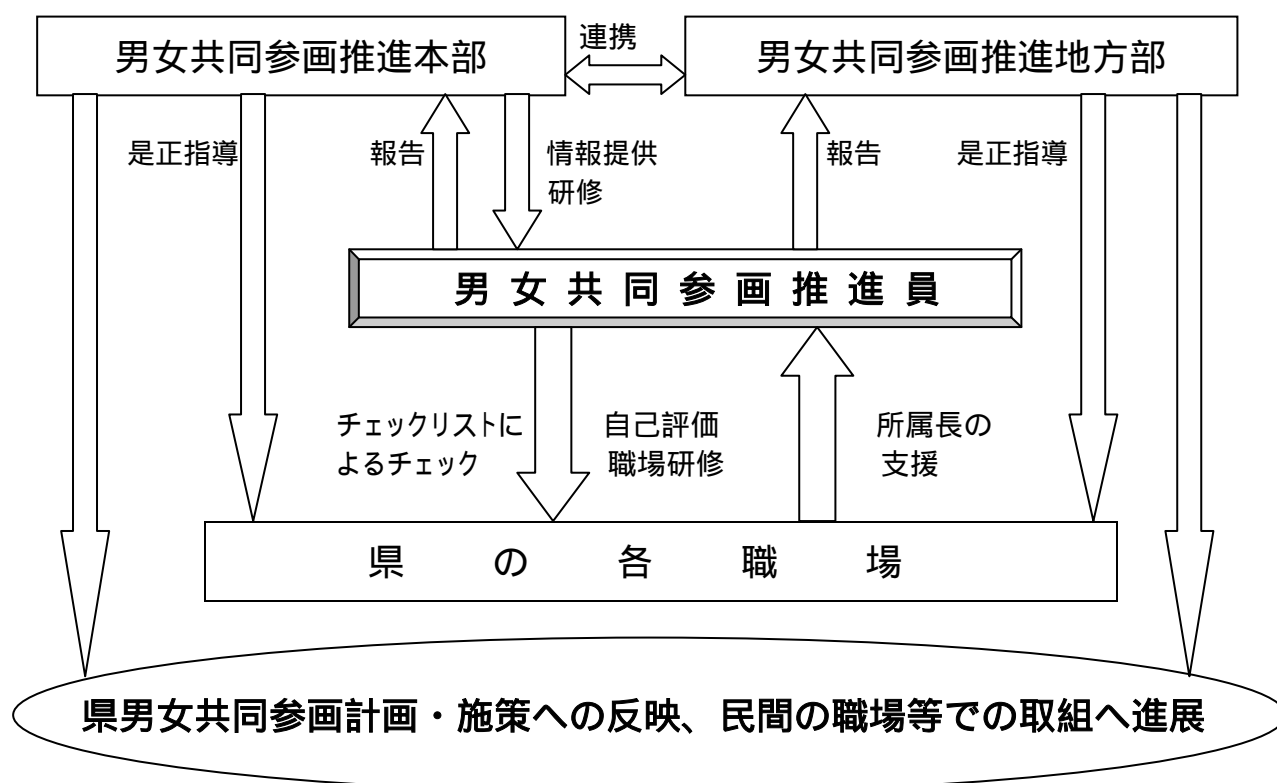
県自ら率先して男女共同参画社会づくりを推進するため、県の全職場（警察本部除く）に「男女共同参画推進員」（以下「推進員」という。）を設置して、県の職場における環境整備に向けたより具体的で実効性のある取組を進める。

2 概 要

- （１）所属長（課（室）長・所長・校長等）は、各所属（課（室）・所・学校等）ごとに原則として１名ずつ（地方事務所にあっては各課１名）推進員を選出し、本庁にあっては男女共同参画推進本部長（以下推進本部長という。事務局：人権・男女共同参画課）へ、現地機関にあっては男女共同参画推進地方部長（以下地方部長という。事務局：地方事務所地域政策課）へ報告する。ただし、所属長は、職場の実情に応じて複数の推進員を置くことができる。
- （２）推進本部長及び地方部長は、所属長から提出された推進員の選出報告をもって推進員の任命に代えることができる。
- （３）推進員は、男女共同参画チェックリストを使用して、定期的に職場環境の点検及び自己評価を行い、その結果を推進本部長又は地方部長へ報告する。
- （４）地方部長は、推進員から提出された点検結果報告を、推進本部長へ提出する。
- （５）所属長は、推進員の行う業務を支援するものとする。
- （６）推進本部長及び地方部長は、推進員からの報告に基づき、職場環境の整備改善に向けた方針を決定し、改善が必要な職場に対する是正指導等を行う。

3 推進員の役割

- （１）推進本部長及び地方部長の指示に基づく定期的な職場環境点検及び自己評価を実施する。
- （２）所属長の支援のもとで、職場研修の実施や職場環境の改善に当たる。
- （３）推進員研修等への参加。



平成20年度長野県看護教員養成講習会実施要領

1 実施目的

長野県民の医療ニーズに対応できる質の高い看護職員を育成するため、看護師及び准看護師養成機関における看護基礎教育の充実・発展をめざし、積極的に自己の役割を遂行し、質の高い看護基礎教育ができる専任教員を育成する。

2 主催

長野県（厚生労働省認定講習会）

3 開催期間

平成20年5月12日（月）～平成21年2月27日（金）
原則、月曜～金曜日 9時30分～16時30分

4 開催場所

長野県看護職員研修センター（看護総合センターながの）
〒390-0802 松本市旭 2-11-34

5 受講人数

30人

6 受講資格

次の各号のすべてに該当する者

- (1) 高等学校以上を卒業している者
- (2) 保健師、助産師、又は看護師として5年以上業務に従事した者
- (3) 看護教員になるための研修を修了していない者

7 講習会科目及び時間数

別紙「履修要覧」のとおりとする。

8 修了証書の交付

講習会を修了した者には修了証書を交付する。

9 経費

- (1) 授業料として、次の額を納入する。ただし、理由のいかんに関わらず納入した授業料は、返還しない。

県内在住又は在勤者 150,000円

上記以外の者 170,000円

- (2) (1)のほか、講習会のために要する費用（交通費・図書費・資料等）は、別途受講者の負担とする。

平成20年度長野県看護教員養成講習会講習科目

分野	教育内容	授業科目	時間数
基礎分野	看護教育の基礎	論理的思考	15
		哲学	15
		青年心理学	15
		発達心理学	15
		看護倫理	6
		医療倫理	9
		情報科学・情報処理論	15
		人間関係論	15
		カウンセリング	15
教育分野	教育の基礎	教育原理	15
		教育方法	15
		教育心理学	15
		教育評価	15
		教育制度	15
専門分野	看護学	看護論・看護論演習	60
	看護教育学	看護教育学原論	15
		看護教育制度	15
	看護学教育課程	看護教育課程概論	15
		看護教育課程各論	15
		看護教育課程演習	90
	看護学教育方法	看護教育方法論	15
		実習指導の原理と評価	15
		看護教育方法演習	45
		看護教育方法演習	90
		看護教育実習	90
	看護教育演習	専門領域別看護学	45
		専門領域別看護学演習	60
		在宅看護論演習	30
	看護教育評価	看護教育評価論	15
	研究	研究方法・看護研究	60
	看護学校経営	看護教育組織経営論	15
		看護管理	15
		トピックス	15
		計	915

医療従事者感染症対策研修事業

健康づくり支援課

1 目的

医療従事者に対して、ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)、新型・高病原性鳥インフルエンザ及び重症急性呼吸器症候群(SARS)など近年新たに出現した感染症に関する最新情報の伝達等を行う。また、すべての医療機関において、診療機能に応じたエイズに関する医療が受けられるよう正しい知識の普及を行うとともに、歯科医師会との連携により、歯科医療機関に対するHIV感染者の歯科治療の研修を実施し、良質かつ適切な医療を提供できる体制を整備する。

2 事業内容

(1) 根拠

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(2) 内容

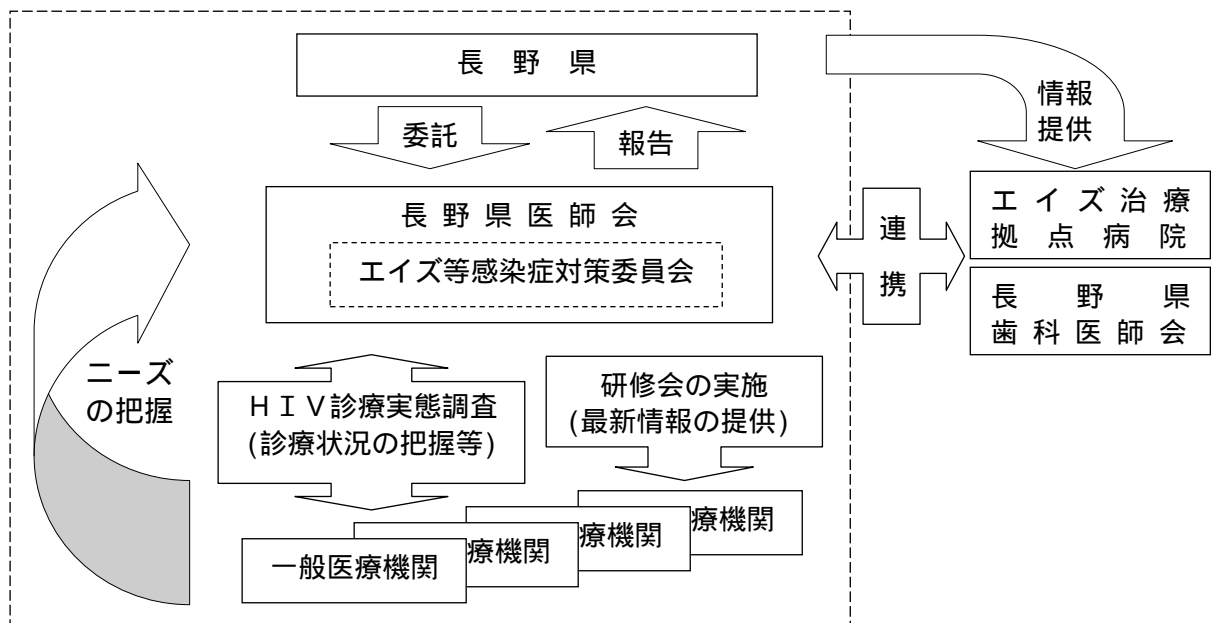
医療従事者に対して、ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)、高病原性鳥インフルエンザ及び重症急性呼吸器症候群(SARS)など最近新たに出現した感染症やHIV治療に関する最新情報など、医療従事者のニーズや医療機関における診療状況を踏まえ、感染症に関する最新情報や医療技術の伝達等を内容とする研修会を社団法人長野県医師会に委託し実施する。

ア 医療従事者に対する感染症診療に関する研修の実施

イ 医療従事者に対するエイズ治療に関する研修の実施

HIV感染者の歯科治療に関する研修の実施

ウ 医療機関に対するHIV治療の実態調査及び疫学調査の実施



3 実施主体

委託先 社団法人長野県医師会

福祉人材確保対策事業について

1 民生委員・児童委員研修事業

(1) 目的

民生委員・児童委員が、相談援助活動等を行う上で必要な知識及び技術を修得させるために研修を実施する。

全ての民生委員・児童委員に児童・高齢者虐待、ホームレス等、新たな支援について事例に基づいた実践的な研修を行う。

(2) 根拠法令

民生委員法第26条「民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。」

(3) 実施主体

社会福祉法人長野県社会福祉協議会（社会福祉人材研修センター）に委託して実施

(4) 内容

民生委員・児童委員協議会会長研修

市町村単位の民生児童委員協議会会長に対し、民生・児童委員協議会の活動及び運営について研修を行う。（対象：250名、長野、松本2会場）

民生委員・児童委員研修

民生委員・児童委員として必要な知識について研修を行うことによって、資質の向上を図る。（対象：全ての民生委員・児童委員（4,760名）、10圏域ごとに開催）

2 主任児童委員研修事業

(1) 目的

主任児童委員が、相談援助活動を行う上で必要な知識及び技術を修得させるために研修を実施する。

(2) 根拠法令

特になし。

(3) 実施主体

社会福祉法人長野県社会福祉協議会（社会福祉人材研修センター）に委託して実施

(4) 内容

主任児童委員に対し、主任児童委員として必要な知識について研修を行う。（対象：460名、長野、松本2会場）

保 育 士 対 策 事 業

こども・家庭福祉課

1 保育士試験

	内 容												
(1) 目的	児童福祉法第 18 条の 8 第 2 項により、保育士試験を実施します。												
(2) 実施主体	県（指定試験機関 社団法人全国保育士養成協議会に全部委託）												
(3) 事業内容	<p>1 実施時期</p> <p>(1) 筆記試験 平成 20 年 8 月 7 日（木）、8 日（金）</p> <p>(2) 実技試験 平成 20 年 10 月 13 日（月）</p> <p>2 会場 筆記試験：信州大学松本キャンパス（松本市） 実技試験：信州大学教育学部西長野キャンパス（長野市）</p> <p>3 試験科目</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">(1) 筆記試験</td> <td style="width: 50%; border: none;">小児栄養</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> 社会福祉</td> <td style="border: none;">保育原理</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> 児童福祉</td> <td style="border: none;">教育原理及び養護原理</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> 発達心理学及び精神保健</td> <td style="border: none;">保育実習理論</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> 小児保健</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(2) 実技試験</td> <td style="border: none;">保育実習実技</td> </tr> </table> <p>4 受験手数料 12,700 円</p>	(1) 筆記試験	小児栄養	社会福祉	保育原理	児童福祉	教育原理及び養護原理	発達心理学及び精神保健	保育実習理論	小児保健		(2) 実技試験	保育実習実技
(1) 筆記試験	小児栄養												
社会福祉	保育原理												
児童福祉	教育原理及び養護原理												
発達心理学及び精神保健	保育実習理論												
小児保健													
(2) 実技試験	保育実習実技												

2 保育士登録

	内 容								
(1) 目的	児童福祉法第 18 条の 18 第 2 項により、保育士となる資格を有する方の登録を行い、保育士証の新規交付、書換え交付及び再交付を行います。								
(2) 実施主体	県（一部、社会福祉法人日本保育協会へ委託）								
(3) 事業内容	<p>1 登録対象者 保育士となる資格を有する方 （指定保育士養成施設の卒業者及び保育士試験の合格者）</p> <p>2 登録等手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">手数料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育士の登録申請（新規登録）</td> <td style="text-align: center;">4,200 円</td> </tr> <tr> <td>保育士登録証の書換え交付</td> <td style="text-align: center;">1,600 円</td> </tr> <tr> <td>保育士登録証の再交付</td> <td style="text-align: center;">1,100 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 問い合わせ先 社会福祉法人日本保育協会登録事務処理センター 登録案内専用電話 03 - 5485 - 3150 (土・日・祝日を除く 午前 9 時～午後 5 時 30 分)</p> <p style="margin-left: 20px;">登録案内ホームページ http://www.hoikushi.jp</p>	区 分	手数料金額	保育士の登録申請（新規登録）	4,200 円	保育士登録証の書換え交付	1,600 円	保育士登録証の再交付	1,100 円
区 分	手数料金額								
保育士の登録申請（新規登録）	4,200 円								
保育士登録証の書換え交付	1,600 円								
保育士登録証の再交付	1,100 円								

3 保育士研修

	内 容		
(1) 目的	保育所職員に対する研修等の実施により、その資質及び児童処遇技術等の向上を図ります。		
(2) 実施主体	県		
(3) 事業内容	(1) 研修会の開催		
	研 修 種 別	開催会場等	受講予定者数
	保育所一般保育士研修	10会場 × 1日	625人
	保育所給食担当者研修	10会場 × 1日	600人
	(2) 関東ブロック保育事業連絡協議会参加		

平成 2 0 年度 県人権施策の概要【危機管理部関係分】

人権に関わりの深い職業に従事する者に対する人権教育について

対象職員	県下各消防本部の新任消防職員 (H20年度は76名)
実施機関	長野県消防学校
実施時期	初任科教育訓練(4月～10月)の期間内
事業概要	<p>消防職員としての服務義務、消防業務全般の概要を理解させ、現地に配置後直ちに警防隊員として活動できるよう教育する初任科教育訓練の一環として、人権尊重等に関する研修を行う。</p> <p>1 人権尊重に関する研修(平成20年9月実施)</p> <p>(1) 講師 県内消防本部に勤務し、障害を持つ子の父親でもある消防職員</p> <p>(2) 研修内容 講師自身の体験に基づく障害者の人権尊重や接し方、救急・救助現場での対処方法、消防職員として、また親としてのあり方等に関する講義及び意見交換(2時間)</p> <p>2 手話講習(平成20年6月実施)</p> <p>(1) 講師 長野市聴覚障害者協会役員</p> <p>(2) 講習内容 救急・救助現場での対応を想定した基礎的手話技法の習得 (4時間)</p>

【危機管理部消防課】